

## 日本高血圧学会 監事選任細則 案

第1条 監事は定款第14条の1により社員総会において選任する。

第2条 監事候補者選任方法

1. 監事候補者の選任のために、理事、評議員および名誉会員からなる5名程度の委員により構成される監事候補者選考委員会を設置する。委員の選任は理事会が行い、委員長は委員の互選により決定される。
2. 監事候補者選考委員会は非会員を含む4名以内の候補者を推薦し、理事会で承認後、社員総会に諮る。

第3条 監事の兼務について

1. 監事は会長、会長付幹事、各委員会委員長を兼務することはできないものとする。
2. 非会員の監事の報酬は理事会で定めるものとする。

本規定を改正する場合は、理事会の承認を受けなければならない。

## 幹事の選任についての細則 案

第1条 幹事候補の推薦基準

- ① 各種委員会の運営のために必要な幹事として評議員の中から選出
- ② 予定された総会・フォーラムの円滑な運営に各会長が必要と認めた会員各1名ずつ

第2条 幹事の任期

理事長の任期と同様とする。ただし、会長付き幹事の任期は、理事会で承認されてから会長の任期終了までとする。

本規定を改定する場合は、理事会の承認を受けなければならない。